## 川口市日中一時支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川口市日中一時支援事業実施要綱(以下「実施要綱」 という。)に定める事業の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助 金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱第4条第3項の規定に 基づく事業所登録の決定を受けた事業者(以下「事業者」という。)が、実 施要綱第6条第2項の規定に基づく利用者登録の決定を受けた者(以下「利 用者」という。)に対して、実施要綱第2条に規定する日中一時支援事業 に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 前条の経費に対する補助金の額は、実施要綱別表第3に掲げる額から、実施要綱第8条に規定する利用料を差し引いた額とする。

(補助金の交付手続き)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、サービスを提供した月の 翌月10日までに様式第1号のほか、様式第2号を添付し市長に申請及び 請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し適正 と認める場合に補助金の交付を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の交付の決定を行ったときは、第1項の請求を受けた月の 翌月末までに補助金の交付を決定するものとする。
- 4 交付の決定に係る通知は、交付の決定を受けた事業所の振込指定口座へ の振込みをもって省略するものとする。

(状況報告)

第5条 事業者は、市長から要求があったときは、補助事業の遂行状況について書面により報告しなければならない。

(書類の整備等)

- 第6条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類、利用者へのサービス提供の記録を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌 会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、 市長が別に定める。 附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。